

● 公共事業への日雇労働者吸収要綱

第1（目的）

この要綱は、東京都が発注する公共事業に日雇労働者を吸収し、その雇用の促進と生活の安定を図ることを目的とする。

第2（用語の定義）

- 1 この要綱において「日雇労働者」とは、東京都の区域に存する公共職業安定所又は（公財）東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターに求職申込みをしている日雇労働者をいう。
- 2 この要綱において「公共事業」とは、次の各号の一に該当するものをいう。
 - （1） 国の負担金の交付を受け、又は国庫補助により東京都が実施する事業
 - （2） 東京都がその費用で行う事業（委託契約を含む）
- 3 この要綱において「受注者」とは、東京都が発注する請負契約又は委託契約を締結した相手方をいう。

第3（対象労働者）

公共事業に吸収する日雇労働者は、普通作業又は軽作業ができる者（以下「無技能者」という。）とする。

第4（適用事業の範囲）

日雇労働者を吸収する公共事業は、第3に規定する無技能者を使用する事業とする。ただし、緊急な事業又は無技能者を吸収することが困難な事業等については除外することができる。

第5（吸収数）

無技能者の吸収数は、当該事業に使用する無技能者総数から、受注者の手持無技能者数を差し引いた人員とする。

第6（手持労働者の範囲の決定）

手持労働者の範囲は、受注者の申し出に基づき、公共職業安定所長又は（公財）東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センター所長が受注者と協議の上、定める。

第7（仕様書の記載）

契約に際し、東京都の標準仕様書に「日雇労働者の雇用」が記載されている場合にはそれに従い、記載されていない場合は、特記仕様書に「この作業に必要な無技能者は、公共職業安定所又は（公財）東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を使用するものとする。ただし、手持労働者を差し引いた人員とする。」と記載することとする。

第8（事務手続き）

受注者は、次の書類を主たる事業実施の地域を管轄する公共職業安定所長又は（公財）東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センター所長に提出するものとする。

- 1 公共事業施行通知書
- 2 公共事業遵守証明願（兼竣工届）

第9（委任）

この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附則（30 産業雇就第 1250 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際、この要綱による改正前の公共事業への日雇労働者吸収要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。